

事務連絡
令和2年9月15日

一般社団法人
全日本駐車協会 殿

国土交通省都市局街路交通施設課

貴法人におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、テレワークや時差通勤等に多々ご協力頂き感謝申し上げます。

このたび、感染拡大の防止を図るための対応について、下記のとおり依頼させていただきます。

貴法人におかれては、下記についての周知等にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

○11月末までの催物の開催制限等について（依頼）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から11月末までの催物の開催制限等について、別添のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、貴法人におかれては、11月末までの催物の開催制限等について、所管事業者・関係団体等に対し、広く周知していただきますよう、お願いいたします。

別添：11月末までの催物の開催制限等について

（令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

※参考資料①、参考送付②についてはこれまでの通知となります。